

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県漁業申請等手数料規則の一部改正
◇告示 種畜証明書の書換交付

普通水利組合の合併許可
耕地整理組合の解散

「すいか」検査証紙売捌人の指定
豚移入禁止区域の追加指定

建設業者の登録
医療法に規定する身分証票の交付

耕地整理組合の組織変更認可
普通水利組合の廃止許可

普通水利組合の組織変更認可
警察予備隊の警察官の募集期間

◇正誤 鳥取食糧事務所出張所所在地の変更
昭和二十七年八月五日県公報第二、三三五号
中訂正

規則

鳥取県漁業申請等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十八号

鳥取県漁業申請等手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業申請等手数料規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の二号を加える。

十一 五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業法第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第六十六條の二第一項の規定に基く漁業許可申請手数料

五百円

十二 五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業法第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第六十六條の二第二項の規定に基く漁業許可変更許可申

請手数料

三百円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第百八十二号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	種類	名前	飼養者住所氏名
昭二四鳥取五一	黒毛和種	河本	日野郡米沢村 野口福方喜
一〇二	"	第二山本	" 八郷村 山西 清藏
一二二	"	川上	東伯郡高城村 杉本 一朗
一八九	"	栄光	西伯郡大和村 橋本 勝治
二二一	"	友二	日野郡日光村 清水保五郎
昭二六鳥取三六	"	広芳	西伯郡春日村 内藤 武男

五二	"	高峰二	"	法勝寺村 藤原 隣一
五四	"	光万	米子市勝田町 西伯郡米子市畜連管理 者増田尊	
五七	"	宝山	西伯郡大山村 小村 万六	
六〇	"	庫久	" 逢坂村 永見 重雄	

鳥取県告示第百八十三号

米川普通水利組合が、古地井手普通水利組合を合併することについて、昭和二十七年七月十五日許可した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第百八十四号

次に掲げる耕地整理組合は、目的事項の完成により解散した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

耕地整理組合の名称

解散年月日

東伯郡旭村助谷耕地整理組合 昭和二十五年一月十一日
 西伯郡稻光川 " " 一月三十日
 東伯郡旭村牧 " " 昭和二十六年二月十五日

鳥取県告示第百八十五号

鳥取県「すいか」検査條例施行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十七号）第七條による証紙売捌人を次のように指定する。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
 鳥取県経済農業協同組合連合会会長 足 鹿 覚
 鳥取県中央農業協同組合連合会会長 近 池 利 勝

鳥取県告示第百八十六号

昭和二十七年七月鳥取県告示第百二十二号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三條の規定による移入を禁止する区域に次の区域を追加指定する。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移入禁止区域

岡山県吉備郡

鳥取県告示第百八十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

鳥取県知事登録 (ろ) 第一〇一号 昭和二十七年 四月十日

岡田工務店

主たる営業所所在地

岩美郡東村大字陸上四七九

申請者氏名 岡田 光治

第一〇二号	四月十四日	三宝土建株式会社	八頭郡西郷村大字北三三三	森田 宗城
第一〇四号	五月二日	円山組	米子市富士見町一丁目六一	円山 昌業
第一〇六号	六月三日	旭土建有会社	八頭郡若桜町大字高野五三四ノ一	中村 節芳
第一〇八号	六月五日	角和組	鳥取市吉方二七七	青柳 壽久
第一〇九号	六月五日	三保電気株式会社	米子市尾高町一一四	三保 勇
第一一二号	六月十日	新栄建設株式会社	米子市尾高町一〇〇	井上 勉
第一一三号	六月十八日	有限会社栄電気工業所	東伯郡倉吉町大字魚町二、五六二	岡田 常一
第一一四号	六月十八日	鳥取電気工事株式会社	鳥取市東品治町一六六	大橋 周治
第一一六号	六月十八日	本田建設	米子市栲町二丁目一四三	本田 壽人
第一一八号	六月十八日	美保建設株式会社	米子市東町一一七	天野 豊作
第一二一号	六月十九日	太陽土建株式会社	八頭郡智頭町大字智頭一、八一五ノ七	葉狩 多平
第一二三号	六月十九日	笠田組	東伯郡泊村大字泊七八七	笠田 豊
第一二四号	六月二十五日	常盤建設有限公司	日野郡溝口町大字溝口七〇一	亀田 留吉
第一二五号	六月二十五日	兒島組	鳥取市吉方一区三〇三	兒島 英也
第一二七号	六月二十五日	扶双組	鳥取市御弓町三九	水口源三郎
第一二九号	七月五日	大西工務所	気高郡日置村大字山根四九二	大西 富平
第一三〇号	七月五日	生田組	西伯郡成美村字奈喜良四八八	生田 善藏
第一三一号	七月十日	ヤマト組	鳥取市栗谷町七八	山本 格男

第一三三号	東組
第一三七号	東組
第一三九号	郡家建設株式会社
第一四〇号	泊建設

鳥取県告示第三百八十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五條第二項の規定による当該官吏若しくは吏員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事	西 尾 愛 治
第一号	鳥取県技術吏員 石川 シガ
第二号	鳥取県事務吏員 宮城 安男

鳥取県告示第三百八十九号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第五條第二項の規定により、日野郡日野村本郷耕地整理組

鳥取市寺町一二二	東口光太郎
気高郡明治村大字上原二〇九ノ一	藤岡 礼三
八頭郡那家町大字那家三〇五	中村 久平
東伯郡泊村大字園一、七八六	米村 定雄

合の組織を変更して日野村本郷土地改良区となることについて、昭和二十七年七月三十一日認可した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百九十号

沢地用水路普通水利組合及び洞堰普通水利組合の廃止について、昭和二十七年七月三十一日許可した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百九十一号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第

九條において準用する同法第五條第二項の規定により、普通水利組合の組織を変更して土地改良区となることについて、次のとおり認可した。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

普通水利組合の名称 土地改良区の名称 認可年月日

佐野井手普通水利組合 佐野井手土地改良区 昭和二十七年七月三十一日

不入岡堰 ” 社村不入岡堰 ” ”

輪王寺堰 ” 社村輪王寺堰 ” ”

下大口堰 ” 下大口堰 ” ”

大原用水堰 ” 西郷村大原 ” ”

鴨箇池 ” 泉村鴨箇池 ” ”

鳥取県告示第三百九十四号

警察予備隊の警察官(保安官)一一般隊員一の募集期間等は次のとおりである。

昭和二十七年八月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、募集期間 昭和二十七年八月十日から九月十日まで
一、応募年令 昭和二十二年二月二日生から昭和二十九年一月一日生まで

一、志願票提出先 市町村役場

一、試験場 鳥取試験場 鳥取市西町鳥取県立鳥取図書館

米子試験場 米子市兩三柳警察予備隊米子駐屯地部隊

倉吉試験場 東伯郡倉吉町仲ノ町成徳小学校

一、試験期日及び試験場の担当区域

試験場 試験期日 担当区域

鳥取 昭和二十七年九月二十一日 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡

米子 昭和二十七年九月二十四日 米子市、西伯郡、日野郡

倉吉 昭和二十七年九月二十五日 東伯郡

なお、志願者の数により担当区域の一部を変更すること

とがある。

雑 報

昭和二十七年八月八日

鳥取食糧事務所長 西 山 義 雄

出張所所在地変更について

鳥取食糧事務所上井支所倉吉出張所の所在地を昭和二十七年七月十六日から次のように変更した。

記

事務所所在地 旧鳥取県東伯郡倉吉町大字大正町一、〇

七一番地ノ一

新鳥取県東伯郡倉吉町大字東岩倉町二、

一一三三番地

正 誤

昭和二十七年八月五日鳥取県公報第二千三百三十五号中告示番号に誤植があるので次のように訂正する。

誤

鳥取県告示第三一八号

鳥取県告示第三百七十五号

鳥取県告示第三一九号

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取県告示第三百二十号

鳥取県告示第三百七十七号

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取県告示第三百七十八号

正

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 縣 印 刷 所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課